

2002年 おもな法人税改正

2002年4月1日以降開始の事業年度から適用されるおもな税制改正はつぎのとおりです。
 <減 税>

1. 交際費の損金不算入・資本金 1,000万円超 5,000万円以下の法人の定額控除限度額の増加

改正前		→	改正後	
資本金	定額控除限度額		資本金	定額控除限度額
1,000万円以下	400万円		5,000万円以下	400万円
1,000万円超 5,000万円以下	300万円			
5,000万円超	なし		5,000万円超	なし

2. 留保金課税対象者の不適用措置の追加
 「中小企業の創造的・事業活動の促進に関する臨時措置法」に規定するつぎの中小企業者で、前事業年度の損金の額に算入される試験研究費・開発費の合計額が売上高の3%を超える法人が新たに追加されました。

業 種	適用要件（いずれかを満たせばよい）	
	資本等の金額要件	従業員数要件
製造業・建設業・運輸業など	3億円 以下	300人 以下
卸 売 業	1億円 以下	100人 以下
サービス業	5,000万円 以下	100人 以下
小 売 業	5,000万円 以下	50人 以下
その他政令に定める業種	政令で定める金額	政令で定める金額

<増 税>

1. 退職給与引当金制度の廃止
 1) 適用時期：平成14年4月1日以降開始する事業年度より新規繰入廃止。
 2) 過去に繰入れた退職給与引当金のとり崩し

大 法 人	4年間で益金算入	1・2年目は30%ずつ、3・4年目は20%ずつ
中小法人	10年間で益金算入	毎年10%ずつ

2. 受取配当金の益金不算入額の縮小
 1) 保有割合が25%未満の株式・出資にかかる受取配当金の益金不算入割合の縮小

改正前		→	改正後			
大 法 人	中小法人		大 法 人	中小法人	中小法人	
	一律80%		大 法 人	50%		
			中小法人	平成14年度：70%	平成15年度：60%	平成16年度以降：50%

保有割合が25%以上の場合の益金不算入割合は、従来どおり100%です。

- 2) 特定負債利子控除の廃止

お見逃しなく！

日税グループMAIL STATION20号（今月の経理情報NO.8）に記載のとおり、2002年度改正の大項目として「連結納税制度」があります。

適用の巧拙による影響額が大きいため、制度導入に際しては慎重に検討する必要があります。